

障害児福祉手当

認定請求に必要なもの

①認定請求書

②所得状況届

③認定診断書または同意書

④年金を受給している方は、請求者本人の年金証書と年金の振込通帳（写し）

⑤手当を振り込むための請求書本人名義の銀行の預金通帳（写し）

（注 公金口座を利用する場合は、⑤の提出を省略することができます。）

扶養義務者の通帳ではありません。）

⑥転入してこられた方は所得額・課税額証明書

（①②にマイナンバーを記載した場合は、⑥の提出を省略することができます。）

・1月～6月に申請する方は前々年の証明

・7月～12月に申請する方は前年の証明

⑦寮又は寄宿舎にいて扶養義務者と同居していない場合は戸籍謄本又は抄本（親子関係の確認のため）

⑧マイナンバーがわかる書類

○請求に関するお問い合わせ先

障害福祉課 TEL 099-216-1273

谷山支所福祉課 TEL 099-269-8472

吉田支所保健福祉課 TEL 099-294-1214

桜島支所保健福祉課 TEL 099-293-2360

松元支所保健福祉課 TEL 099-278-5417

郡山支所保健福祉課 TEL 099-298-2114

喜入支所保健福祉課 TEL 099-345-3757